

②発注側も受注側も一目でわかる取適法対応チェック!



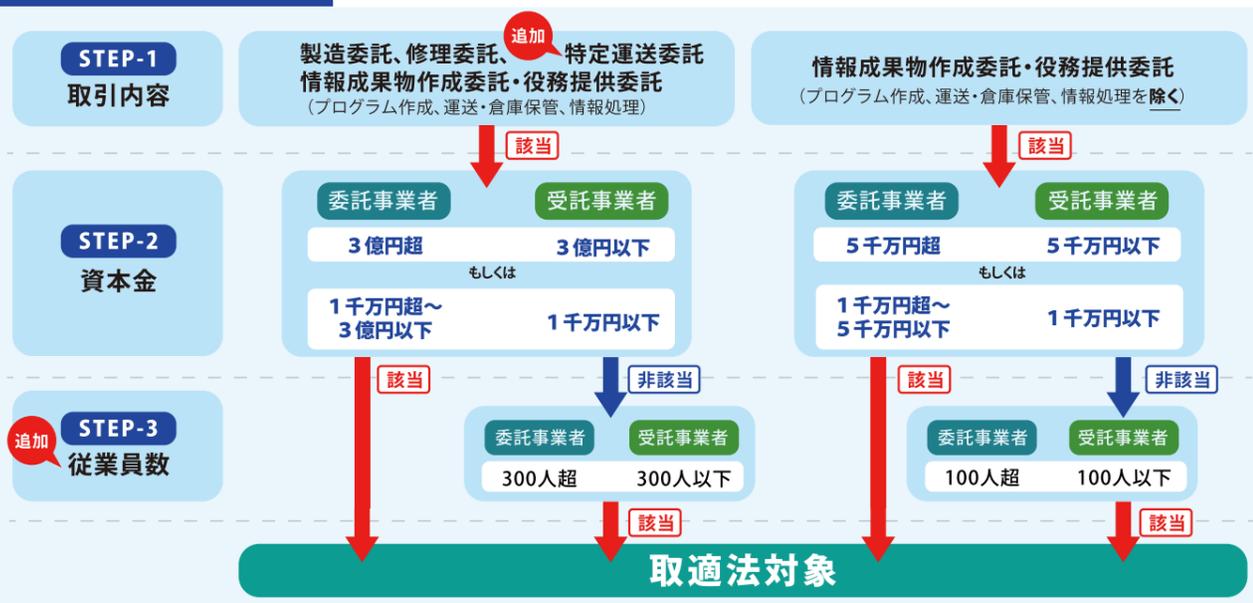
監修 阿部・井窪・片山法律事務所
パートナー弁護士 松田 世理奈

中小受託取引適正化法 対応チェックシート

2026年1月、「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」は「中小受託取引適正化法(取適法)」に改称となり、適用対象や禁止行為が拡大されました。改正内容を踏まえ、自社の取引が適切に対応できているかを確認するため、本チェックシートをご活用ください!

対象取引の確認

※従来の呼称の変更
親事業者→委託事業者 / 下請事業者→中小受託事業者 / 下請代金→製造委託等代金



取適法対応ポイント

契約書・社内記録の確認	<input type="checkbox"/> 発注内容(給付の内容、代金、支払期日、納品日(役務提供日)等)を書面または電磁的方法で明示しているか <input type="checkbox"/> 取引に関する記録を、取引完了後2年間保存する体制(マニュアル等)が整っているか
価格協議の義務	改正 <input type="checkbox"/> 価格変動要因があった際に、中小受託事業者からの価格協議の申出に応じているか 改正 <input type="checkbox"/> 協議の場で、中小受託事業者に合理的な説明を行わず、一方的に代金を決定していないか <input type="checkbox"/> 営業・購買担当など現場への浸透は図れているか
支払方法の確認	<input type="checkbox"/> 納品日(役務提供日)から60日以内に支払期日を定めているか NG!「締め翌々月払い」 改正 <input type="checkbox"/> 振込手数料を中小受託事業者負担させていないか(製造委託等代金から差し引いていないか) <input type="checkbox"/> 経理・営業・購買担当など現場への浸透は図れているか
手形払いの廃止等	改正 <input type="checkbox"/> 手形払いを廃止しているか 改正 <input type="checkbox"/> 電子記録債権やファクタリング等の一括決済手段を用いる場合は、納品日(役務提供日)から60日以内に、製造委託等代金の満額を現金で受領できる仕組みとなっているか
型取引の確認	改正 <input type="checkbox"/> 金型以外の型や特殊な治具の製造委託についても、取適法を遵守しているか <input type="checkbox"/> 当面発注見込みのない製品の金型等を中小受託事業者は無償保管させていないか

2026年 1月スタート!下請法から「取適法」へ

2026年1月、下請法は「中小受託取引適正化法(以下、取適法)」へと変わりました。これにより、適用対象となる取引や事業者の範囲が拡大され、中小受託取引の公正化と受託側の中小企業の利益保護が強化されます。一方で、発注側は法令を遵守することで、信頼される企業として選ばれ続けるための「道標」となります。改正点を確認し、引き続き適切な取引を行いましょう。

【参考・出典】公正取引委員会「中小受託取引適正化法ガイドブック」、政府広報オンライン「2026年1月から下請法が「取適法」に!委託取引のルールが大きく変わります」、日本商工会議所「中小受託取引適正化法チェックシート」

①何が変わる?改正の全体像

【改正の背景・趣旨】
近年、労務費や原材料費などのコストが急激に上昇している中、中小企業を始めとする事業者が賃上げの原資を確保し、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を目指すために、法改正が行われました。「取適法」という従来の下請法からの名称変更・用語変更だけでなく、適用対象の見直し、禁止行為の追加など、主な改正ポイントをご紹介します。

まず、適用基準に『従業員基準』が追加されました。これは、

改正点の概要 用語の変更

- ✓「下請」という用語は無くなります!
- 「親事業者」→「委託事業者」
- 「下請事業者」→「中小受託事業者」

改正点の概要 適用対象の拡大

- ✓適用基準に『従業員基準を追加』
従来の資本金基準に加え、**従業員基準(300人、100人)**が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます。
- ✓対象取引に『特定運送委託(※)』を追加
適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます。

実質的には事業規模は大きいものの、資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、取適法の対象とならない例なども存在していたため、追加となりました。

また、対象取引に『特定運送委託』が追加されました。従来の法律では、発注主から元請運送事業者への委託は、対象外であり、立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題(荷役・荷待ち)が顕在化しており、この度、取適法に組み込まれることになりました。

※『特定運送委託』(改正により追加) (類型1の例)

例) 家具小売業者が、販売した家具を顧客に引き渡す場合に、その家具の運送を運送業者に委託する場合

